

提案仕様書

(あかし健康プラン21策定支援業務委託)

1 業務目的

明石市では、健康増進法に規定する市町村健康増進計画として平成23年度から令和2年度までの「あかし健康プラン21（第2次）」を定めており、令和2年度に計画期間の最終年度を迎えた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による長期総合計画策定の延長に伴い、計画期間を1年延長して令和3年度に次期計画の策定に取り組むこととなる。

「あかし健康プラン21（第3次）」の策定にあたっては、現在の健康課題の抽出を行った上で、本市の上位計画となる「(仮称)あかしSDGs推進計画（第6次明石市長期総合計画）」に即し、食育基本方針を包含した総合的な健康づくりの指針となることを目指す。

2 業務場所

明石市内（ただし、本市が必要と認める場合はこの限りではない）

3 履行期間

契約締結日の翌日から2022年（令和4年）3月31日までとする。

なお、納品期日前であっても本市から個々の成果物等の提出指示があった場合、受託者はこれに従うものとする。

4 実施体制

業務責任者1名を定め、本業務を統括させるとともに、本市との連絡調整を行わせること。健康づくり関連の計画（他の自治体におけるものを含む。）策定の実績を有する者が、本業務に主担当として従事すること。

5 業務の内容

(1) 市民アンケート調査に伴うデータの入力・集計

- 市民の健康に関する意識の把握を目的とした調査にかかる入力・集計業務
返送された回答済調査票（約7,000件の見込み）の点検、パンチ作業、データチェック、データ加工、集計、分析（単純集計、クロス集計）、調査結果報告書の作成を行う。

(2) 現状分析及び施策提案

① 市民アンケート調査の分析・課題抽出

- 5年前に実施した市民アンケート調査結果との比較及び国・県との比較
- 中学校区ごとの地域特性の分析及び健康課題の抽出
- 現計画における達成状況の分析

② 健康増進及び食育推進、母子保健に関する情報収集と整理

- 国や県の健康増進に関連する計画、食育基本計画及び母子保健に関する方針等における動向の把握及び課題についての情報収集及び整理
- 必要時、他自治体の情報収集

③ 現計画の評価・分析及び次期計画における施策提案

- 上記①、②を踏まえた、達成可能な次期計画の評価指標及び目標設定の提案

- ・ 現状分析にあたっては、市の統計資料や国保データベース等を用いた疾病構造等や健康水準の現状を把握すること。
- ・ 全体を通して「健康日本21（第2次）」、「健やか親子21（第2次）」の内容を踏まえるとともに「明石市長期総合計画」に即した計画とすること。また、以下の計画等との整合性を図ること。

「明石市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画・特定健診実施計画）」

「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画」

「明石市子ども・子育て支援事業計画」

(3) 策定支援

- ・ 打ち合わせ（電話・電子メールを含む）12回程度
- ・ 懇談会（2回開催予定）、ワークショップ（4回程度開催予定）の運営を円滑に行うため、常に密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、その際は相互に確認を行うとともに記録物を作成し、担当者へ提出するものとする。
- ・ 会議資料（原稿）の作成、必要に応じて資料説明、協議事項に関する助言等の支援を行う。
- ・ 健康日本21、兵庫県健康づくり推進プラン、関連する計画等との整合性を確保した計画書素案を作成する。

(4) 計画書等の作成及び納品

計画書等は次のとおり作成し納品すること。納品時期は、2022年（令和4年）2月下旬とする。なお、計画書、資料等については、視覚的に理解しやすいものとし、市民にとって分かりやすい表現や読み手の興味をひくデザイン・構成に配慮すること。

- ① （仮称）あかし健康プラン21（第3次）計画書
磁気媒体（ホームページ用原稿）A4判・2色・100P程度
- ② （仮称）あかし健康プラン21（第3次）概要版
磁気媒体（印刷用原稿）A4判・4色・8P程度
- ③ （仮称）健康づくりについてのアンケート調査 調査結果報告書
磁気媒体（印刷用原稿）1色・90P程度

※①、②ともにデザイン化あり。イラストレーター等専用のデザインソフトで作成すること。

※磁気媒体については、PDF形式のファイルとともに加筆修正が可能な電子データファイル（ワード・エクセル等）で納品すること。

6 その他

- ・ 作成したあかし健康プラン21計画書、概要版及び市民アンケート結果の所有権・著作権は本市に帰属するものとする。また、本市の許可なく成果物を他に利用、公表または貸与してはならない。
- ・ 受託者は、本市から貸与した業務の実施に必要な書類について、業務終了後、速やかに返却しなければならない。
- ・ 受託者は、業務委託の実施により知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。また、本市から貸与した個人情報が記載された資料を、承諾を受けずに複製・使用してはならない。
- ・ 本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、健康増進等に係る厚生労働省または兵庫県の方針等に準拠し、必要と認められる事項については、本市が別に定める方法により行うものとする。

- 契約の履行について疑義が生じた場合には、速やかに双方で協議するものとする。